審議事項第３号

業務委託に係る
随意契約参加確認公募の要件について

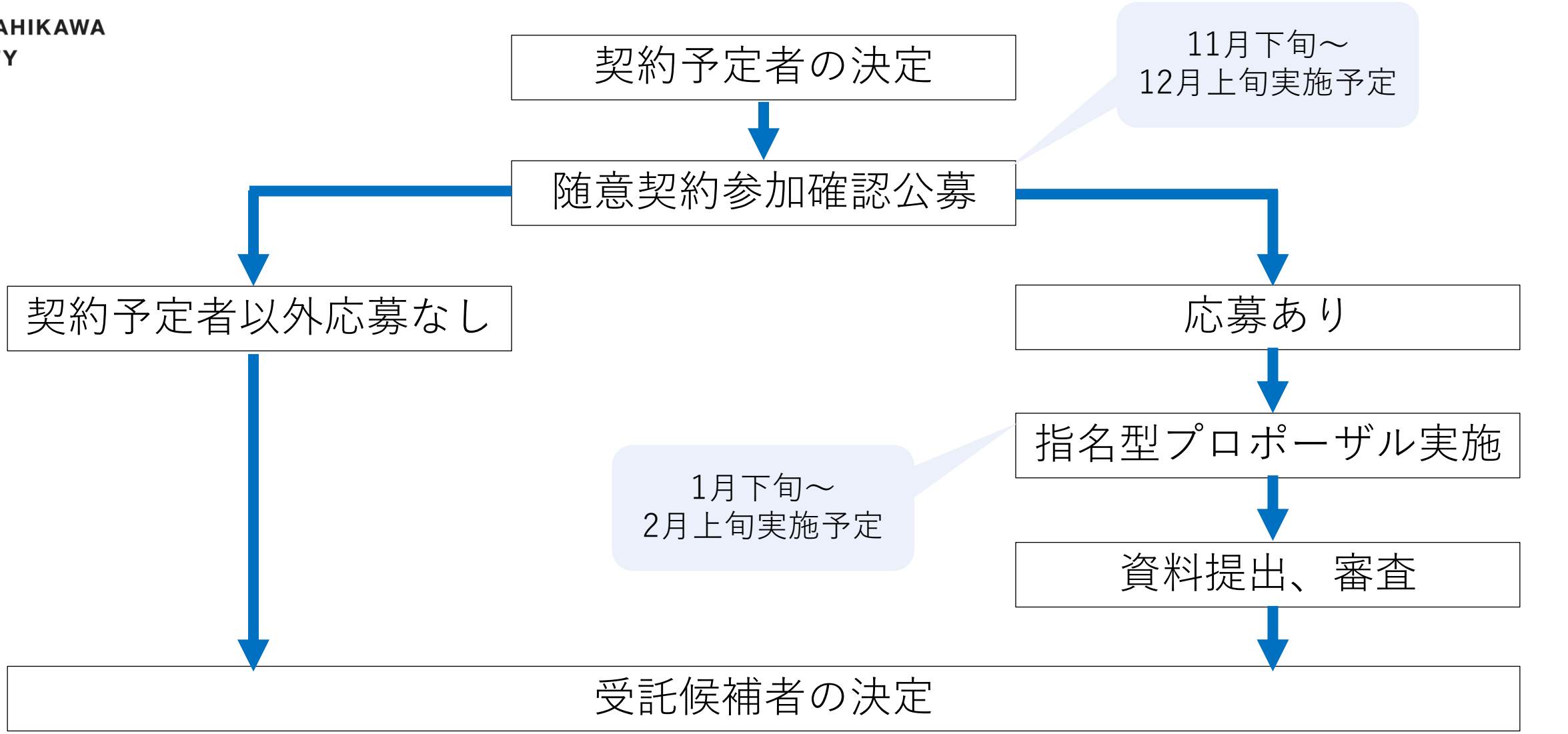
令和8年10月19日　第2回地域包括支援センター運営協議会

旭川市福祉安心部長寿社会課

ASAHIKAWA CITY

随意契約参加確認公募の流れ

ASAHIKAWA
CITY



随意契約参加確認公募の要件

・老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益法人であること。
・一般競争入札に参加できる者。
※地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
・旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
・直近１年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がない者であること。
・指定介護予防支援事業者の指定を受けられること。
※介護保険法第１１５条の２２第２項第３号の２から第９号の各号に該当しない者
・経営状態が著しく不健全でない者であること。
※不健全である者は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者など

○　令和5年度実施の随意契約参加確認公募の要件と変更はありません。